

交運労協 FAX ニュース NO. 12

港区芝浦3-2-22 田町交通ビル3階 発行日 2016年3月30日

TEL:03-3769-6571 FAX:03-3769-6570

発行人 高松 伸幸

交運労協URL <http://www.koun-itf.jp>

第7回軽井沢スキーバス事故対策検討委員会

再発防止に向けた中間整理をとりまとめ！

1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を受けて国土交通省が設置した「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の第7回委員会が、3月29日に開催された。

冒頭挨拶で、委員長の山内弘隆一橋大学教授は「6回にわたる本委員会の議論を踏まえ、本日、中間整理をとりまとめることとなった。中間整理を契機に、国民に信頼される安全・安心な貸切バスをつくっていかねばならない」と述べた。その後、事務局より、中間整理案について説明された。特に速やかに講ずべきとされた事項は以下のとおりである。

(1) 事業参入後の安全確保についてのチェックの強化

- ・複数回にわたり法令違反を是正・改善しない事業者に対し、事業許可の取り消しなどの厳しい処分の実施
- ・輸送の安全に特にかかわる事項を中心とした処分量定の引き上げ

(2) 旅行業者を含めた安全確保のための対策の強化

- ・貸切バス事業者と旅行業者間で取り交わす書類における運賃・料金の上限・下限額の明記、手数料などの確認
- ・運賃・料金の情報に関する通報窓口の設置

(3) 運転者の運転技術などのチェックの強化

- ・新たに雇い入れたすべての運転者に適正診断の義務付け
- ・初任者(直近1年間に乗務していなかった車種区分の乗務を含む)および事故を起こした運転者に対する実技訓練の義務付け

(4) ハード面での安全対策の強化

- ・ドライブレコーダーによる車内外の映像の記録・保存、当該映像を活用した指導・監督の実施の義務付け

以上